

フリーランス(※)の皆さまへ

(※)特定受託事業に従事する方

令和6年11月から 労災保険に特別加入できるようになりました

特別加入制度とは

労災保険は、労働者が仕事または通勤によって被った災害に対して補償する制度です。労働者以外の方でも、一定の要件を満たす場合に任意加入でき、補償を受けることができます。これを「特別加入制度」といいます。

特別加入のメリット

労災保険に特別加入することにより、仕事中や通勤中のケガ、病気、障害または死亡等に対して、補償を受けられます。

給付内容

労災保険給付では、ケガ等の治療に必要な給付や、ケガ等で休業する際の休業期間の給付、治療後に障害が残った場合の給付、お亡くなりになった場合の遺族への給付等が支給されます。

対 象

「フリーランス(特定受託事業者※¹)が企業等(業務委託事業者※²)から業務委託を受けて行う事業(特定受託事業)」または「フリーランスが消費者(業務委託事業者以外の者)から委託を受けて行う特定受託事業と同種の事業」(他に特別加入可能な事業または作業を除く)が対象となります。

今回の対象業務について、このリーフレットでは「特定フリーランス事業」と言います。

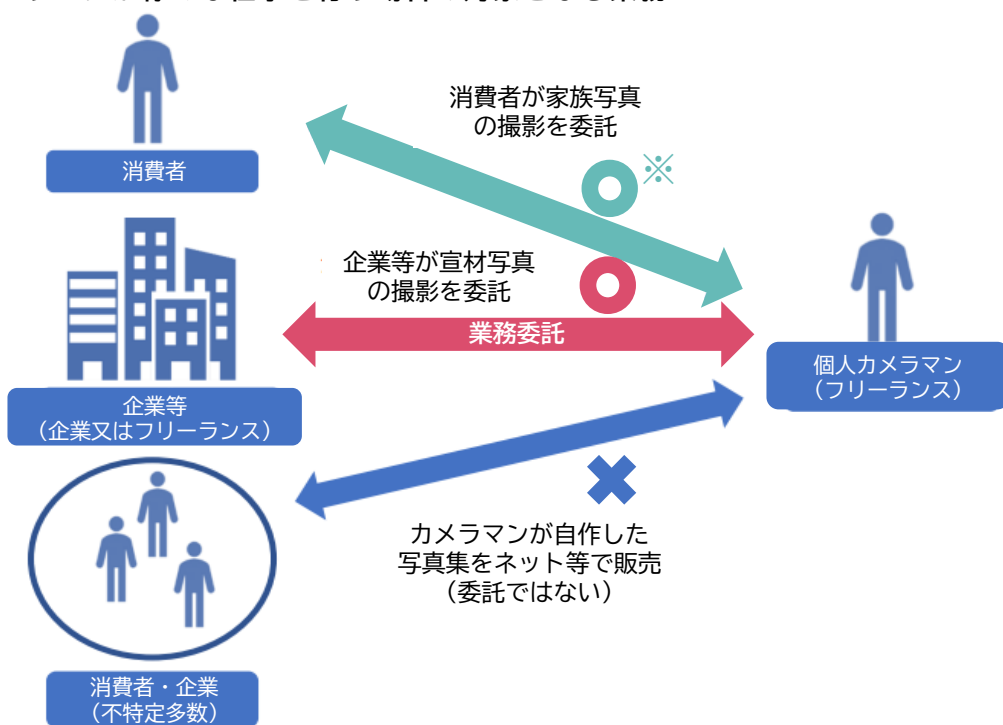
- (※1) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス・事業者間取引適正化等法)に規定する、業務委託の相手方である事業者であって、従業員を使用しないもの
- (※2) 業務委託を行う事業者

詳細は、都道府県労働局または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

特別加入の対象となる事業

- フリーランスが企業等から受けて行う「業務委託」が対象となります。
- 「業務委託」とは、企業等がその事業のために他の事業者、物品の製造、情報成果物の作成（プログラミング等）、役務の提供（通訳等）を委託することをいいます。
- つまり、フリーランスが企業等から業務委託を受けて行う「事業者間の委託取引」（下の図の赤い矢印の取引）が対象となります。
- さらに、企業等から業務委託を受けて事業を行うフリーランスが、当該事業と同種の事業を消費者から委託を受けて行う場合（下の図の緑の矢印の取引）のケガ等も補償の対象となります（※）。

（例）一人のカメラマンが様々な仕事を行う場合の対象となる業務



（出典）「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）説明資料」（内閣官房新しい資本主義実現本部事務局、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省）を基に厚生労働省労働基準局労災管理課において作成。

（参考）「フリーランスとして業務を行う方・フリーランスの方に業務を委託する事業者の方等へ」（厚生労働省ウェブサイト）：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html

○企業等からの業務委託の例（対象となる事業）

- ・ 翻訳、通訳（外国書籍の翻訳、海外出張時の同行通訳）
- ・ 講師、インストラクター（ピアノ教室、スポーツジムのインストラクター）
- ・ デザイン、コンテンツ制作（広報用のイラスト作成、集計プログラム作成）
- ・ 調査、研究、コンサルティング（商品売買のための市場調査）
- ・ 営業〔商品（保険、電子機器等）の営業代行〕

○消費者からの委託の例

（同種の事業を企業等から業務委託を受けて行う場合のみ対象となる事業）

- ・ 企業からの業務委託で宣伝写真の撮影の事業を行っているフリーランスのカメラマンが、消費者からも家族写真の撮影を委託されて事業を行う場合



労働契約を締結している場合や、取引の形式に関わらず、実態として労働者と認められる場合は、特別加入せずとも労災保険が適用されます。

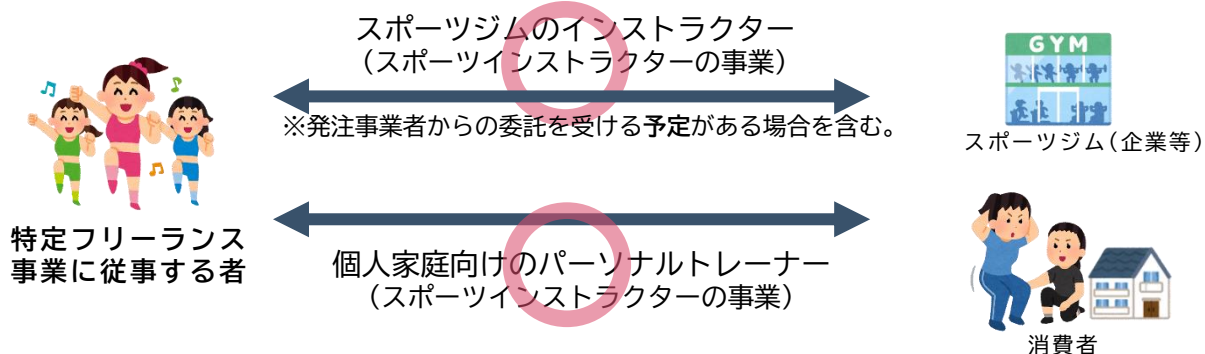
※このリーフレットでは、伝わりやすさを優先し、例えば「カメラマン」といった一般的な用語を用いて表現していますが、詳細は、都道府県労働局または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

特別加入の対象となる場合・ならない場合

- ① フリーランスが企業等から業務委託を受けて行う事業
 - ② ①と同種の事業について、フリーランスが消費者から委託を受けて行う事業
- ※いずれも、他に特別加入可能な事業または作業を除きます。

対象となる場合

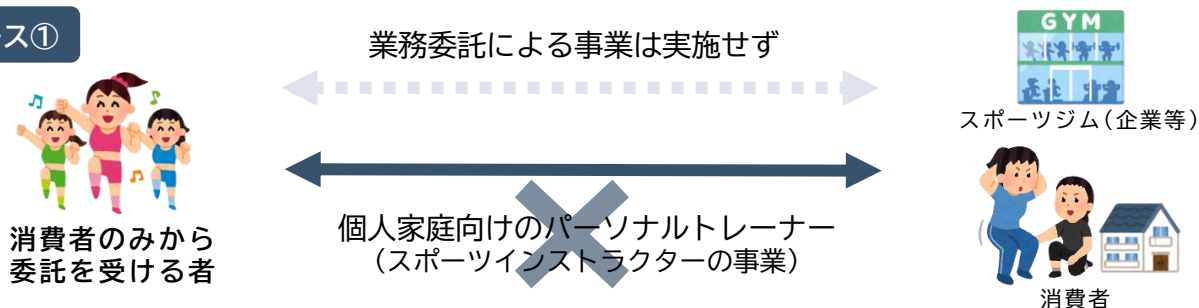
企業等のみから業務委託を受ける場合や、
企業等からの業務委託を受け、かつ当該業務と同種の事業について消費者から委託を受ける場合が対象となります。



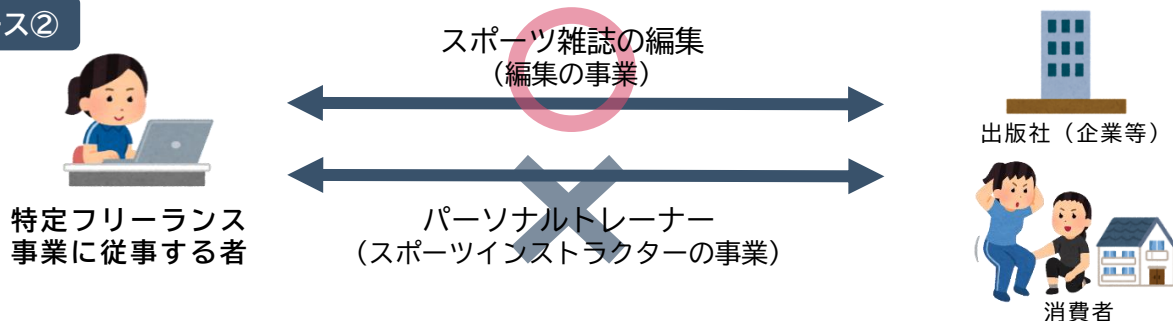
対象とならない場合

消費者のみから委託を受ける場合 **ケース①** や、
企業等からの業務委託を受けているが、当該業務とは異なる事業について、消費者から委託を受ける場合 **ケース②** は、対象となりません。

ケース①



ケース②



詳細は、都道府県労働局または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

特定フリーランス事業として加入できる場合・できない場合

- 特別加入は、特定の事業または作業ごとに、該当する特別加入団体を通じて加入することができます。
- 下の表に記載する事業または作業に従事する方は、特定フリーランス事業の対象ではありませんので、該当する特別加入団体を通じて加入してください。
- 表中の事業または作業に当てはまらない方は、特定フリーランス事業に加入してください。

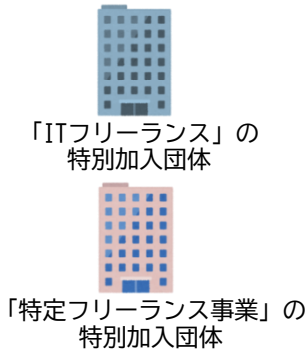
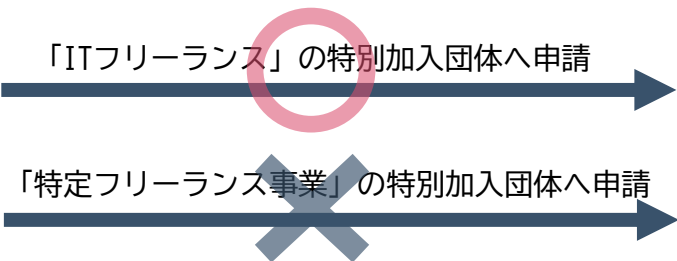
特定フリーランス事業以外の特別加入の事業または作業に従事する方	
個人タクシー業者、個人貨物運送業者など（※1）	特定農作業従事者（※2）
建設業の一人親方等	指定農業機械作業従事者（※3）
漁船による自営漁業者	国・地方等が実施する訓練従事者
林業の一人親方等	家内労働者等
医薬品の配置販売業者	労働組合等の一人専従役員
再生資源取扱業者	介護作業従事者
船員法第1条規定の船員	家事支援従事者（いわゆる家政婦（夫））
柔道整復師	芸能関係作業従事者
創業支援等措置に基づく高年齢者	アニメーション制作作業従事者
あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師	ITフリーランス
歯科技工士	

※特別加入団体の一覧表を厚生労働省ウェブサイトに掲載しています。
ページ内の「特別加入団体一覧表」
をご参照ください。

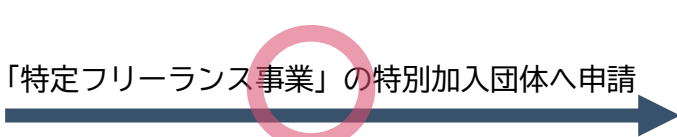


- ※1 例えば自動車や原動機付自転車を使用したフードデリバリーサービス、貨物軽自動車運送事業者（黒ナンバー）
- ※2 年間総販売額300万円以上または経営耕地面積2ヘクタール以上を有しており、所定の作業に従事する方
- ※3 販売額や耕地面積に関係なく、トラクター等の所定の機械を使用して土地の耕作等の作業に従事する方

例1）ITフリーランス（上記表中の事業にあたる）



例2）通訳事業に従事する方（特定フリーランス事業にあたる）



詳細は、都道府県労働局または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

労災保険特別加入の手続きQ & A

Q 特別加入する場合、どのような手続きが必要ですか？

特定フリーランス事業の特別加入団体を通じて、加入申請書等を所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出してください。

Q 特別加入後、仕事中や通勤中にケガ等をした場合はどうすればよいですか？

請求したい保険給付の請求書を所轄の労働基準監督署※等に提出してください。

※特別加入団体の主たる事務所の所在地を管轄する労働基準監督署

Q 会社員に近い形で働いている場合は加入できますか？

労働契約でない請負等の契約により業務に従事している場合は特別加入することが可能です。なお、契約形式に関わらず、実態として労働者と認められる場合は、特別加入せずとも労災保険が適用される※ため、それにより補償を受けることができます。

※この場合、事業主は保険料を納めることになります。

加入手続き・保険給付手続きの流れ



：加入手続き

：保険給付手続き

※ただし、療養の給付の請求書（様式第5号、16号の3）は、労災保険指定医療機関等を経由して労働基準監督署へ提出。

特定フリーランス事業に従事する者



特別加入団体



加入したい団体に申し込み
(各団体の申込方法に従ってください)

申請書または
変更届の提出

特別加入団体の所在地を所轄する
労働基準監督署※



都道府県労働局

保険料の計算方法

保険料および被災時の給付額を算出する基礎になるものを給付基礎日額といいます。特定フリーランス事業に従事する者が所得水準に見合った適正な給付基礎日額を16段階のうちから選択して特別加入団体が申請し、労働局長が承認した額が給付基礎日額となります。この給付基礎日額に365を乗じた保険料算定基礎額に第二種特別加入保険料率（3/1,000）を乗じたものが、1年間の保険料となります。

給付基礎 日額 A	保険料算定 基礎額 B = A × 365日	年間保険料 保険料算定基礎額 × 保険料率(3/1000)	給付基礎 日額 A	保険料算定 基礎額 B = A × 365日	年間保険料 保険料算定基礎額 × 保険料率(3/1000)
25,000 円	9,125,000 円	27,375 円	10,000 円	3,650,000 円	10,950 円
24,000 円	8,760,000 円	26,280 円	9,000 円	3,285,000 円	9,855 円
22,000 円	8,030,000 円	24,090 円	8,000 円	2,920,000 円	8,760 円
20,000 円	7,300,000 円	21,900 円	7,000 円	2,555,000 円	7,665 円
18,000 円	6,570,000 円	19,710 円	6,000 円	2,190,000 円	6,570 円
16,000 円	5,840,000 円	17,520 円	5,000 円	1,825,000 円	5,475 円
14,000 円	5,110,000 円	15,330 円	4,000 円	1,460,000 円	4,380 円
12,000 円	4,380,000 円	13,140 円	3,500 円	1,277,500 円	3,831 円